第３回ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会

１　日時

令和２年 12 月 25 日（金）午前 10 時から午前 11 時 30 分まで

２　場所

合同庁舎２号館第１会議室

３　有識者委員

井田	良	中央大学大学院法務研究科教授
猪野	憲一（京子）	桶川事件御遺族
小早川	明子	ＮＰＯヒューマニティ理事長
野口	貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
番	敦子	弁護士
星	周一郎	東京都立大学法学部教授

４　警察庁出席者

小田部	耕治	生活安全局長
檜垣	重臣	長官官房審議官（生活安全局担当）
立﨑	正夫	生活安全局生活安全企画課長

５　議事概要

(1)　事務局からの説明

事務局から資料に基づいて説明があった。

(2)　自由討議

ＧＰＳ機器を用いて位置情報を取得する行為の規制等の今後の在り方について議論がなされ、これまでの議論を踏まえて座長私案として報告書案を取りまとめることとされた。有識者委員からの主な意見は以下のとおり。

１　ＧＰＳ機器を用いた位置情報の取得について

ア　ＧＰＳ機器を用いた位置情報の取得行為を規制対象とすべきか

今後の在り方として、ＧＰＳ機器を用いた位置情報の取得行為については、ストーカー規制法第２条第１項各号に列挙されている「つきまとい等」として位置付け、規制の対象とすることについて、全委員が賛同した。

イ　どのようなＧＰＳ機器を規制の対象とすべきか

○　位置情報取得装置等について下位法令で定めることも検討する点について、

・　具体的な規制の仕方として、下位法令における規定の在り方については、法規命令（政省令等）と行政規則（通達等）の使い分けについて整理して検討する必要がある。
・　ストーカーは刑事事件に関わることなので、簡単に解釈基準を捜査する側で決められると違和感を感じる。
・　何でも下位法令で定めるのではなく法律でも定めるべきところは定めてほしい。
・　大枠は法律で定めた上で細かい点を下位法令に委ねることで、柔軟に対応できるのでむしろ望ましいと思う。例えば、ＧＰＳではない形で位置情報を取得することもできるアプリ等も出てくるので、法律にＧＰＳと書き込むとかえって手足を縛ってしまうイメージだと思う。
・　適用の具体例は通達で示していき、その内容を一般向けのパンフレットに分かりやすく書き、被害者や加害者が見たときに穴があるような書き方にならないようにするのが大事だと思う。

○　今後の在り方として次の内容について全委員が賛同した。
・　規制の対象とすべきＧＰＳ機器については、直接機器を取り付けて位置情報を取得するもののみならず、相手方が所持するスマートフォン等にアプリケーションをインストールすることなどにより位置情報を取得するものも含めて規制対象とすることが適当である。
・　位置情報を取得する装置については、今後の位置情報の取得に係る技術の発展に対応できるよう、下位法令で定めることも検討することが必要である。

ウ　位置情報を取得する行為をどのように規制すべきか

今後の在り方として次の内容について全委員が賛同した。

○　ＧＰＳ機器を用いた位置情報の取得行為を「つきまとい等」と位置付けるに当たって、相互に合意の上で位置情報を共有する行為は規制の対象外とするため、相手方の承諾を得ないで行う行為を規制の対象とすることが適当である。
○　ＧＰＳ機器を用いた位置情報の取得行為は、生命、身体に対する危険が生じ、相手方に不安を覚えさせる蓋然性が高いことから、「ストーカー行為」の成立に関して不安を覚えさせるような方法によることは不要とすることが適当である。
○　ＧＰＳ機器等により位置情報を取得する方法については、今後の位置情報の取得に係る技術の発展に対応できるよう、下位法令で定めることも検討することが必要である。

エ　ＧＰＳ機器を取り付ける行為についても規制すべきか

今後の在り方として、ＧＰＳ機器の取付け行為それ自体が、相手方の位置情報の取得につながり、相手方に不安を覚えさせる行為であることから、位置情報の取得行為

とは別に、取付け行為についても規制の対象とすることについて、全委員が賛同した。

オ　ＧＰＳ機器を取り付ける行為をどのように規制すべきか

今後の在り方として次の内容について全委員が賛同した。

○　ＧＰＳ機器を取り付ける行為を「つきまとい等」と位置付けるに当たって、「承諾を得ずに」という語句を入れることで、いつから規制の範囲として区切れるかという一つの要素になるため、相手方の承諾を得ないで行われる行為を規制の対象とすることが適当である。

○　ＧＰＳ機器を取り付けられたと分かれば、不安を感じない事態は考えられないため、「ストーカー行為」の成立に関して、不安を覚えさせるような方法によることは不要とすべきである。

○　ＧＰＳ機器を取り付ける行為だけでなく、位置情報を取得するための様々な行為に対応できるよう、下位法令で定めることも検討することが必要である。

２　文書の連続送付について

ア　現行法上、規制の対象外となっている文書を連続して送付する行為を規制すべきか。規制する場合は、どのような文書を規制の対象とすべきか。

○　氏名でなくとも、愛称、通称、封筒を受け取る本人がこれは私のことだと分かるような記号が封筒に書いてあれば駄目だと法律で分かるようにしてほしい。

○　資料上では、文書とは一般に文字や記号で人の思想を表示したものとあるが、要するに人の意思なので、それが万人に分かる必要はなく、その意思が当事者同士で分かれば文書に含めるという解釈は十分成立すると思う。

○　全く封筒に何も書いておらず、法律がそれを規制していなくても、自宅まで来て封筒を投函しているという行為自体がつきまとい行為に当たると判断して、取り締まってくれるのだろうという期待がより高まるのでありがたい。

○　全くの白紙であれば、行為者本人が直接被害者の目の届くところに持って行かないと届かないため、住居等のつきまといに当たることには間違いないが、通達等で明らかにして被害者にも相談に来てもらったり、加害者にも駄目なことだと知らせていくのがよいのではないか。

○　マンションの集合ポストであれば、そこに立ち入ることを住居侵入で取り締まるなど他法令で取り締まることもできると思う。

○　今後の在り方として次の内容について全委員が賛同した。

・　文書とは一般に文字や記号で人の思想を表示したものをいうと解されるところ、文書には、行為者から相手方に対して送付される手紙（はがきや封書）のほか、例えば、相手方の氏名のみが記載されている封筒等についても、便箋等が入っていない場

合や白紙、写真等文書に当たらない物が同封されている場合を含め、文書に含まれると考えられる。

・　文書に含まれない物については、封筒等に同封して配達される場合には文書の送付に当たると考えられ、住居の郵便受けに直接投函される場合には、投函行為がストーカー規制法上の住居等の付近でのうろつき等や刑法上の住居侵入に当たり得るものと考えられる。

・　このため、拒まれたにもかかわらず、文書を連続して送付する行為をストーカー規制法上の「つきまとい等」として規制することが適当である。

イ　具体的にはどのような規制とすべきか。

今後の在り方として次の内容について全委員が賛同した。

○　文書を連続して送付する行為については、文書を郵便等により送付する場合のみならず、相手方の郵便受けに直接投函する場合も規制することが適当である。

○　文書の送付行為というのは、電子メールのような手軽さはなく、また、ファックスを送るのと同様に住居に押し掛けられる不安を覚えさせる行為であるため、「ストーカー行為」の成立に関して不安を覚えさせるような方法によることは不要とすることが適当である。

３　見張り、押し掛け、みだりにうろつく行為に係る場所的要件の見直しについて

○　被害者は、もっと穏やかに周りから守られて生活していく当然の権利があるけれども、これが行使できなくなることになってしまうことから考えても、規制の対象となる場所は当然広げるべきであろうと強く思う。

○　「現に所在する場所」を規制の対象となる場所に加えてもらうことはありがたいことだと思う。

○　今後の在り方として、「住居、勤務先、学校その他通常所在する場所」に加えて、相手方が「現に所在する場所」における見張り等についても規制の対象とすることについて、全委員が賛同した。

４　禁止命令等の方法に係る規定の整備について

○　公示送達では、禁止命令が出ている事実を行為者本人が知らない場合もあるので、禁止命令違反で検挙する際は、禁止命令が出ているということを行為者本人がに知らせた上での運用が必要だと思うが、逆に、既に禁止命令が出ていると現場で相手に伝えれば、「禁止命令が出ていると知らなかったからやってもいいと思った」という言い逃れはできないことになる。相手を捕まえてから禁止命令を出すのではなく、先に禁止命令を出した上でそれを伝えて事態に対処していくよう気をつければ全く問題ないと思う。

○　禁止命令等を受けた者が転居先を警察に伝える仕組みができるとよいと思う。

○　今後の在り方として、正当な理由なく書類の受領を拒んだり、住居等に行為者がいないといった禁止命令書等の交付が困難な事例が存在している現状を踏まえ、書類の送達すべき場所（行為者の住居等）に差し置くことや、行為者の住居が不明な場合に公示送達ができるようにすることについて、全委員が賛同した。

５　その他

○　ストーカー被害者に対する警察からの援助について、行為者の住所及びその他の連絡先を教示することとあるが、実際には教えてもらえないことがほとんどであるように感じる。

○　被害者の立場としては、加害者の動向を非常に知りたくなる。恐怖との中で生活しているので、そこを十分に理解していただきたい。

○　被害者側に、加害者側の個人情報をもう少し開示していただいた方が、特にストーカー被害者側の安全を図るためには良いと思う。

○　個人情報の提供については、一時期よりは改善されてきているかとも思うが、個人情報ということだけで教えられないものとするのではなく、個人情報とは、一定の目的のために必要な範囲で使ってよいとするのが正確な理解であるので、関係機関や支援に当たっている団体とスムーズに情報提供できるような形で、認識のすり合わせをしていただければと思う。

○　報告書案をまとめていただく際に、継続的に中長期の視点にも立って、この法律を見直していかないといけないということも書いていただくとよいと思う。

以　上